

消防車が消防訓練等においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月16日

京都市消防局長　名畠　徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
左京区	左京区南禅寺福地町 南禅寺　本坊付近	令和8年1月23日 午前10時00分	4台

(消防局予防部予防課)